

兵庫県立がんセンター外来食堂運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立がんセンターの指定場所で外来食堂を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年6月17日

兵庫県病院事業

兵庫県立がんセンター院長 富永 正寛

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立がんセンター外来食堂運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立がんセンター内の一部において、行政財産使用許可を受け、外来食堂を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

明石市北王子町13番70号

② 施設の名称

兵庫県立がんセンター

③ 許可予定箇所の位置等

募集要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

ア 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間

イ 許可条件を遵守し、良好なサービスが提供されていると当院が認める場合は、当初の許可条件を変更しないことを前提に、当院の裁量により、3年間を限度として使用許可を更新することがある。

ただし、この場合、病院の建替整備に伴い、使用許可期間中であっても、当院の都合により、使用許可を取り消すことがある。

(5) 行政財産の使用料

病院局公有財産取扱規程(平成14年病院局管理規程第19号)別表第1に定める使用料

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

国、県、市町村庁舎や病院、図書館、美術館等の建物施設において、1年以上食堂、レストラン等の飲食店舗を運営している者であること。

(2) 許認可等の取得者

外来食堂運営に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

(3) 欠格要件のない者

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 令和3年6月17日から令和4年6月16日までの間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者。
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者若しくは兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和4年6月17日（金）から7月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

〔事務局〕

〒673-8558

兵庫県明石市北王子町13番70号 兵庫県立がんセンター総務部経理課

4 応募手続

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（様式第3号）
- ④ 外来食堂運営に必要な許可証等の写し
- ⑤ 国税・地方税について、未納税額がないことを証する直近の納税証明書
- ⑥ 発行後3か月以内の商業登記簿謄本
- ⑦ その他参考資料（必要に応じ別途指示する）

(2) 書類の提出期間

- ① 参加申込書：令和4年6月17日（金）から7月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 企画提案書ほか：令和4年6月17日（金）から7月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ いずれも郵送の場合は必着とする。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの）

(4) 提出先

〔事務局〕

兵庫県立がんセンター総務部経理課

(5) 質問がある場合

ア 質問の方法

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、次の期間内に、様式第4号の質問書を事務局に提出すること。

【質問受付期間】

令和4年6月17日（金）から7月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
ファクシミリ可。郵送の場合は期間内必着とする。

イ 回答方法

令和4年7月6日（水）及び7日（木）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

ウ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(4)に同じ

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 企画提案書の審査

当院の審査委員会が企画提案書等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を選定して内定する（以下この事業者を「内定事業者」という。）。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に対し、令和4年8月19日（金）までに通知する。

6 内定の取消し

次の場合には、内定事業者の内定を取り消す。

- (1) 正当な理由がなく、募集要項記載の期日までに行政財産使用許可の手続を行わなかったとき。
- (2) 内定から行政財産使用許可の手続までの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

7 その他

詳細は、募集要項による。